



介護給付費高額介護サービス費の算定誤りについて

【概要】

介護保険制度では、介護保険サービスの1か月あたりの自己負担額の合計額が一定の上限を超えた場合、その超過分を高額介護サービス費として支給しています。

公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給等）の対象となっている方が介護保険サービス（訪問看護等）を利用した場合、高額介護サービス費の算定において、公費負担医療の自己負担額を含めるべきところ、システム上含めずに計算していたため、支給額が不足しているものです。

【追加支給対象】

対象期間：平成26年12月から令和2年5月利用分

対象額：83,270円

対象人数：2人

※現時点における概算のため、変動する場合があります。

【今後の対応】

算定誤りを解消するため、早急にシステム改修と確認作業を行います。

該当の方へ直接訪問し説明・謝罪を行い、確認作業が終わり次第速やかに追加支給を行います。

【本件に関するお問い合わせ】

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村役場 住民福祉部 福祉課 担当：坂爪・渡辺

電話：0256-94-3133 FAX:0256-94-5164

メールアドレス：hoken@vill.yahiko.niigata.jp